

## 年金制度が改正に

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行により、令和4年4月から年金制度の一部が改正された。その主な内容は、今後の働き方や年金の受給方法にも大きな変化をもたらすものだ。これまでも何度となく見直しが行われ、年金を取巻く制度の改定は結構めまぐるしく変化してきたように感じる。1930年当時の男女年齢別人口構成をグラフにすると、エジプトの王様の墓のようなきれいな三角形をしており、少数の高齢者を多くの人で支えるというどっしりとした安定的な形だった。それが、今や世界に類を見ない程のスピードで進行する少子高齢化によって、かつてのピラミッド型から壺のような頭でっかちとも言える形にまで変貌してしまった。我々の老後生活の基本財源は、なんだかんだ言っても公的年金に頼らざるを得ないのが現実だ。2000万円問題などにもみられるように、老後生活におけ

る不安を感じさせられるニュースも少なくない。そんな中であって、この度の年金制度改正は私たちの老後生活に与える影響や老後の生活設計を考える上で、どう捉えれば良いかをしっかりと考えなければならない。それでなくても、これまでの制度自体を正しく理解されている方が多いとは決して思えない。誰もが加入している老後生活の根幹を成す基本的な制度であるのに、多くの方が、その実態を知らない、いや知らされていないと言った方が良いのかもしれないが…。ならば、「生活知恵袋」では年金制度の基本部分も含めた解説を改めてしようと思う。いつも言っていることだが、「情報を持つ者と持たない者」とでは、同様の環境下にあっても、その格差は無限大に広がる可能性をはらんでいる。将来の不安を払拭するためにも「年金リテラシー」を高め、一緒に考えよう。

Vol. 158

# 知恵袋

# 生活

生活に  
何かと役立つ  
連載コラム

つぶやきがんちゃん



齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート  
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

### そもそもの公的年金

勤務する職業などによって加入する制度に違いはあるものの、誰もが何らかの形で加入(第1号、第3号被保険者)している。自営業者などの第1号被保険者であれば納付書が送られてくるし、サラリーマンや公務員の第2号被保険者であれば問答無用で給料から天引きされる。サラリーマンの妻にあつては保険料の負担は無いものの、第3号の被保険者となっている。保険料は払っているにも拘らず、その制度の内容詳細を理解している人は決して多くはないようだ。前段でも書いたように、知らないというよりは知らされていないという方が正しい表現なのかもしれない。その問題の根源は何処にあり、説明責任は誰にあるのだろうか? 「お前の責任だ」という声も聞こえてきそうだが、私自身、仕事「生活知恵袋」・日常を通じて鋭意努力はしているのだが、万人に伝えるのは至難の業だ。せめて「生活知恵袋」の読者だけには知っておいて欲しいのだが…。ボヤキはこれ位にして本題に入るが、そもそも公的年金制度は、社会全体で高齢者などの生活を支えようという考えのもとに生まれた。誤解している方も少なくないようだが、毎月の保険料は将来に自分が貰うための積立方式ではなく、現在、年金を受給している方のために使われているということだ(世代間扶養)。年金制度を維持するための根幹は次の3つが基本的となっており、そのどれがかけても成り立たない。いわゆる三本柱だ。

- ① 「国民皆保険」
- ② 「社会保険方式」
- ③ 「世代間扶養」(賦課方式)

## 保険と暮らしの相談センター

あなたの保険は**保険金・給付金**の  
支払対象かもしれません!



新型コロナウイルスに感染し、宿泊療養または自宅療養となった場合には、「入院給付金」等の支払対象となる場合があります。お気軽にお問い合わせください。

相談は  
無料です

お気軽にご相談ください。

**株式会社 トータルライフサポート**  
total life support 募集代理店  
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
●営業時間/9:30~18:00(土・日・祝9:30~17:00)  
●定休日/水曜日  
**TEL 018-827-7611**  
**FAX 018-827-7610**  
<https://tls-akita.co.jp/>



詳細はホームページでも  
ご覧いただけます。

## 【国民皆保険】

国民年金は社会保険制度の1つで、働いている世代で保険料を出し、働いていない世代で保険料を出し、老後だけでなく事故で障害を負った時などに備えるための制度だ。基本的に20歳以上60歳未満のすべての人に公的年金への加入が義務付けられている。このように日本独自の国民皆年金制度は、将来的に安定的な保険料収入を確保できるもので、社会全体で年金を受け取っている方の生活を支えることが可能になっている。

## 【社会保険方式】

現役世代の国民が納める保険料が基本の財源であるが、そこに国庫負担金(税金)を組み合わせて、安定的に年金を給付する仕組みとなっている。現在の国庫負担の割合は、平成21年4月以後の加入期間について、これまでの3分の1から2分の1(50%)に引き上げられた。50%を国が払っているから保険料を納めなくても半分は貰えるかという、そうはいかない。原則的に保険料を納めない年金は受給できない。

## 【世代間扶養】(賦課方式)

働いている現役世代が保険料を支払い、年金を受給している世代を支えることで成り立っている。「世代と世代の支え合い」いわゆる世代間扶養により年金の支給は終身にわたって続き、物価変動にも対応できる仕組みになっているのだが、65歳以上の高齢者1人を18歳から64歳の現役世代で支えるとすると、かつて1960年には11人で1人を支えていたのが、少子高齢化の現代(2017年)では2.1人で1人を支えなければならなくなっている。人口ピラミッドが三角形の理想的な形であればこそ世

代間の支え合いが成り立つというものが…。

## 公的年金の役割

公的年金制度は、国民のセーフティーネットの中心的存在として、将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる老後生活の支えとして実質的に価値のある年金額を、終身にわたって、確実に保障することを役割としていて、その存在意義を次のように定義している。

- ・生涯を安心して暮らすためには、やがて必ず訪れる老後の生活保障(収入の確保)が不可欠であること。
- ・老後生活にかかるリスク(不確定要因)があること
- ・このようなリスクを抱える老後の生活保障(収入の確保)に求められる機能

## (ア) 確実性

(1) 老後生活の支えとして実質的に価値のある水準

## (イ) 終身性

このような老後生活の所得保障(収入の確保)は、今日においては通常、貯蓄や家族による私的な扶養等、個人レベルで確実に確保することは困難であり、公的年金制度が対応することが求められる。さらに、誰にとっても老後を迎える前に、現役時代に障害を負ったり、また死亡して遺族を残す可能性があり、こうした場合の生活保障についても対応できる仕組みであることが必要だ。欧米先進諸国においても、老後の所得保障の中心は、公的年金制度で、これらの公的年金は私たちが老後生活の根幹を成すものであるが、これで充分かというところ、それぞれの生活環境や生き方にも関係するところ、必ずしもそうではない。それぞれが受給できる年金額を把握

した上でのライフプランニングが必要だ。

## 国民年金の役割

国民年金を老後65歳からの老齢年金だけと思っている方も少ないが、それだけではなく3つの役割がある。

- ① 老齢年金：65歳以降の老後の生活を支える「老齢基礎年金」
- ② 障害年金：思わぬ事故や病気で一定の障害状態になった時の「障害基礎年金」
- ③ 遺族年金：一家の働き手が亡くなった時の遺族の生活を支えるための「遺族基礎年金」

## 厚生年金の役割

国民年金と同様に原則 65歳からの老齢年金だけではなく、3つの役割がある。

- ① 老齢年金：原則65歳以降に「老齢基礎年金」に「老齢厚生年金」として上乗せされる2階建ての部分
- ② 障害年金：思わぬ事故や病気で一定の障害状態になった時の「障害基礎年金」に加え「障害厚生年金」が支給される
- ③ 遺族年金：一家の働き手が亡くなった時の「遺族基礎年金」とは別に、主に「子のある妻」に対して「遺族厚生年金」が支給される

## 私的年金の必要性

知っておかなければならない重要なものだ。言い換えれば老後の生活のみならず、大切な家族の生活を支える万が一(死亡)に備える年金であり、さらには自身の病気やケガによる障害での就業不能時の補償でもある。確実に補償し続けるという公的年金の機能は、私的年金では代替できないし、生活の安定という面でもその役割の大切さを感じて欲しい。

## 私的年金の必要性

かつては多世代が同居し、親の老後の生活は世帯の長男・長女が担っていて、年金はお小遣いとして使っていた方も少なくなく、じいちゃん・ばあちゃんは金持ちだったのである。今や、急激に進行する少子高齢化・核家族化は、それぞれの老後生活の自立が求められるのが現状だ。私的年金で準備すべき金額は、それぞれの人生観、趣味や旅行などの多様化するニーズに対応すべく考えねばならない。私的年金へ加入するか否かも、どれくらい保険料を支払うかも個人の任意に委ねられるが、ある意味自己実現であり、公的年金を補完するという位置づけになるのかもしれない。

## 改正される部分とは

「あなたらちゃんたら」と公的年金の講釈を垂れていたら、改正された部分の解説する余白が全く残っていない。また悪い癖が出てしまったが、迷いもまた楽し…。来月こそは本題に突入する。

## 来月号は

という訳で年金の改正された部分と、その対応方法を解説します。